

議第22号

高山市伝統的工芸品産業振興資金貸付条例について

高山市伝統的工芸品産業振興資金貸付条例を次のように制定するものとする。

平成27年3月2日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

高山市中小企業設備近代化資金等貸付条例の見直しに伴い制定しようとする。

高山市伝統的工芸品産業振興資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の伝統的工芸品産業の健全育成を図るため、伝統的工芸品産業の組合の共同事業に必要な資金の貸付について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、伝統的工芸品産業とは、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第2条の規定に基づき指定を受けた伝統的工芸品の産業をいい、伝統的工芸品産業の組合とは、同法第4条に規定する特定製造協同組合等をいう。

(貸付対象)

第3条 資金の貸付は、伝統的工芸品産業の組合に対し行い、貸付の対象となる共同事業は、規則で定める。

(貸付金の限度)

第4条 貸付金の限度額は、規則で定める。

(貸付金の利率)

第5条 貸付金は、無利子とする。

(貸付金の償還期間)

第6条 償還期間は、5年以内で規則で定める期間とする。ただし、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、償還期間を3年以内の期間に限り延長することができる。

(保証人)

第7条 貸付金の貸付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、貸付金の貸付を受けた者（以下「借受人」という。）と連帯して債務を負担しなければならない。

(期限前償還)

第8条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条に規定する償還期間の満了前に、その借受人に対し、支払期日を定め貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

(1) 貸付金の貸付の目的に使用しなかったとき。

(2) 貸付金の償還を怠ったとき。

(3) その他正当な理由がないのに貸付の条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反した場合又は重大な事故があった場合で市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により貸付金の償還を求めたときは、第5条の規定にかかわらず、貸付金の貸付の日から償還の日までの日数に応じ、当該貸付金の額につき年10.95パーセントの割

合で計算した利子を請求することができる。

(違約金)

第9条 市長は、貸付時に定める支払期日までに借受人が貸付金を償還しなかったときは、支払期日の翌日から償還の日までの日数に応じ、その延滞した貸付金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約金を請求することができる。前条第1項において定める支払期日までに貸付金を償還しなかったときも、同様とする。

(報告及び検査)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、借受人から必要な報告を求め、又は貸付金に関する帳簿、書類若しくは共同事業の運営について検査を行うことができる。

(委任規定)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(旧条例の廃止)

2 高山市中小企業設備近代化資金等貸付条例（昭和37年高山市条例第18号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過規定)

3 この条例の規定は、この条例施行以後の申込みに係る貸付について適用し、同日前の申込みに係る貸付については、旧条例の規定は、なおその効力を有する。